

5 職員の休業等に関する状況

(1) 主な休業等制度の状況（令和5年4月1日現在）

育児休業	育児短時間勤務	部分休業等	自己啓発等休業	配偶者同行休業	大学院修学休業
子が3歳まで	子が小学校就学の始期に達するまで	子が9歳に達する日以後の最初の3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・大学院等の課程の履修（期間：2年以内）又は国際貢献活動へ参加（期間：3年以内） ・在職期間が4年以上である一般職の職員 	3年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以内（原則として4月1日を始期とし、年単位） ・学校に勤務する常勤の職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師

(2) 育児休業、育児短時間勤務、部分休業等の取得状況（令和4年度）

区分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業等
取得者数	1054人	105人	520人

(3) 自己啓発等休業の取得状況（令和4年度）

区分	自己啓発等休業
取得者数	3人

(4) 配偶者同行休業の取得状況（令和4年度）

区分	配偶者同行休業
取得者数	3人

(5) 大学院修学休業の取得状況（令和4年度）

区分	大学院修学休業
取得者数	0人